

令和6年12月2日以降の新規資格取得、氏名や住所などの変更 保険証の再交付について

国の方針により、令和6年12月2日以降、**現行の被保険者証は新たに発行されなくなりました。**
今後、新たに資格取得される方、自宅住所や氏名等の変更をされる方、保険証の再交付をされる方
につきましては、以下のいずれかの書面をお送りしますので、医療機関等を受診される際に窓口で
ご提示ください。

	※ ¹ マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証をお持ちでない方
税理士国保から お渡しするもの	資格情報のお知らせ	資格確認書
医療機関等で 提示いただくもの	マイナ保険証 ※ ² 資格情報のお知らせ	資格確認書

※¹マイナ保険証とは、健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

※²医療機関等においてマイナ保険証の読み取りができない時に提示してください。